

## 水道料金等の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐世保市水道条例（平成10年条例第10号）第31条及び佐世保市水道条例施行規程（平成10年水道局規程第1号）第18条に定める料金等の減免について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、下表に定めるところによる。

用語	定義
管理者	佐世保市水道事業及び下水道事業管理者
指定店	佐世保市指定給水装置工事事業者
給水装置	管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具
給水装置の軽微な変更	単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る）

(減免の対象)

第3条 減免の対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 給水装置及び給湯設備、太陽熱温水器、受水槽等のボールタップ、その他特殊器具等の破損による漏水の修繕をした場合
- (2) 自然災害等その他、管理者が特に必要があると認める場合

(減免額の算出方法等)

第4条 減免額の算出方法及び減免期間は別表に定めるとおりとする。

(申請手続き)

第5条 第3条第1号の規定により料金の減免を受けようとする者は、修繕報告書（第1号様式）を、工事完了後90日以内に提出しなければならない。また、同条第2号の規定により料金の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(減免の決定及び通知)

第6条 管理者は、前条に定める修繕報告書及び申請書が提出されたときは、その内容を審査し、減免の決定を行うものとする。

- 2 管理者は、前項の規定により減免の決定を行ったときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(適用除外)

第7条 この要綱は、次の各号については適用しない。

- (1) 使用者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことに起因して破損させた場合または破損を放置したために生じた漏水。
- (2) 指定店以外の業者または個人が施工した漏水修繕工事。ただし、給水装置の軽微な変更及び給湯設備、太陽熱温水器、受水槽等のボールタップ、その他特殊器具等の工事を除く。

(その他)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。